

山梨県地域ケア会議構築支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、各市町村における地域包括ケアシステムの構築を促進するため、市町村が行う、地域ケア会議の構築や充実を図るための地域包括支援センター職員等の資質向上や実施方法検討会等の開催等に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、市町村が実施する次の事業を交付の対象とする。

(1) 地域ケア会議の構築や充実を図るための、地域包括支援センター職員等の資質向上に係る事業

(2) その他、地域ケア会議の構築や充実に資する、会議の実施方法等に関する検討会や地域住民等に対する説明会の開催等に係る事業

2 前項において、市町村は、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、市町村は、その委託先に対し、当該事業が適切かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助額等)

第3条 前条に規定する事業に対する補助基準額等は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助額は、次により算出する。ただし、別表の第1欄に定める区分ごと算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入金額を控除した額とを比較して少ない額を選定する。

(2) (1)により選定された額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を補助額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、所要額の各事業区分相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増減を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) この補助金と重複してほかの補助金等の交付を受けてはならない。

（実績報告）

第6条 市町村長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

- 第7条 知事は、必要があると認める場合には、市町村長に対し、概算払いにより補助金を交付することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（書類の保管）

第8条 補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書及び証拠書類は、補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は財産処分制限期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第9条 市町村長は、補助事業完了後、申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附則

この要綱は、平成27年10月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>(1) 地域ケア会議の構築や充実を図るための、地域包括支援センター職員等の資質向上に係る事業</p> <p>(2) その他、地域ケア会議の構築や充実に資する、会議の実施方法等に関する検討会や地域住民等に対する説明会の開催等に係る事業</p>	知事が必要と認めた額。ただし、事業区分(1)及び(2)を合算して100万円以内とする。	<p>1 報酬</p> <p>2 賃金</p> <p>3 報償費</p> <p>4 旅費</p> <p>5 需用費</p> <p>6 役務費</p> <p>7 委託料</p> <p>8 使用料及び賃借料</p>	3 / 4